教室のきまり

- 1. 本教室は、市民の健康の保持増進と体育・スポーツの振興を図り、心身の健全な発育と 市民福祉に寄与するために開設しています。
- 2. 本教室は、体力に自信のある人で、小学生・中学生・高校生については保護者が当教室の 練習に参加を認めた方にご入会いただけます。なお、トリムクラブ・弓道教室については、 高校生以上の方に限定しています。
- 3. 本教室に入会を希望する方は、別に定める入会申込書に必要事項を記入し、ご提出ください。
 - ●届出期間・・・入会する前月の25日まで
 - (例) 6月から入会したい場合は、5月25日までに提出
 - ●届出方法・・・入会申込書、口座振替依頼書(三井住友銀行又は姫路信用金庫)に記入・押印し、事務所受付へご提出ください
 - ※トリムクラブに入会の方は会員証用写真 2cm×2cm (スナップ写真可) 1 枚をご提出ください。
- 4. 入会金(1,000円)は、いかなる場合も返還できません。
- 5. 入会金・月会費は、三井住友銀行か姫路信用金庫の口座から自動引き落としとなります。 なお、後納制の為、当月の会費は翌月の18日に引き落としさせていただきます。
 - (例) 6月分の月会費は7月18日に引き落とされます(土・日・祝祭日と重なる場合は翌日)
- 6. 本教室の指導期間は、別に定める練習カレンダーにより行います。

(個人の理由による振替の練習はありません)

- 7. 特別警報等が発令された場合 ※2022 年 (令和 4 年) 1 月 1 日見直し 会員各自で気象情報・避難情報を確認してください。
 - ◆特別警報等が発令された場合は休みとなります。

(通常の注意報・警報が発令された場合は、実施します。スクールに参加するかどうかは、ご自身で判断をお願いします。)

- ◆スクール開始 2 時間前までに特別警報等が解除された場合は実施します。
- ◆スクール実施中に特別警報等が発令された場合は、休みとします。
- 注)「特別警報等」とは、特別警報(大雨・洪水・大雪・暴風雪)または避難指示を指します。
- ◆特別警報等発令のため休みとなった場合のみ、会費(月会費)を減額または還付します。
- ◆教室の振替は原則、行いません。
- ※詳細は、当機構ホームページをご覧ください。
- 8. 施設整備、その他やむを得ない事由が発生した場合は休講することがあります。
- 9. 緊急事態宣言発令及びまん延防止等重点措置に伴う休講、再開につきましては**『一般財団法** 人姫路市まちづくり振興機構』のホームページ内"スポーツ教室事業のお知らせ"でご案内し ます。ご確認できない場合は、お電話でお問い合わせ下さい。

- 10. 会員には、下記事項を遵守していただきます。
 - (1) 教室では、コーチの指示に従いチームワークを守り、会員全員が明朗、快活な スポーツマンとなるよう努力すること。
 - (2) 秩序を守り、本教室の目的に沿うよう努力すること。
- 11. 会員が前記 10 の事項を遵守しない場合は、指導を停止され、会員としての資格を失います。
- 12. 本教室は、万一事故が起きた場合、応急処置はしますが、その後の責任は負いません。
- 13. 児童・生徒の行き帰りについては、保護者において責任を持って送迎してください。 特に児童については、必ず送迎をお願いします。

教室の届け出

- 1. 休会、退会、コース変更をする場合、また、住所や電話番号変更の場合は、別に定める各届出用紙に必要事項を記入し、提出してください。
 - ※上記の届出は代理人でも可(電話での受付はできません)
 - ■休会届:事由により教室を休む場合(1カ月以上3カ月以内)
 - ●届出期間・・・休会する月の25日まで
 - (例) 6月に休会したい場合は、6月25日までに提出。ただし、1回でも出席している場合は休会扱いになりません。
 - ●届出方法・・・休会届出用紙に記入し、事務所受付へ提出してください。 休会費として1,000円が引き落としされます。
 - ■退会届:事由により教室をやめる場合
 - ●届出期間・・・退会する月の25日まで
 - (例) 6月に退会したい場合は、6月25日までに提出。ただし、1回でも出席している場合は、月会費をいただきます。
 - ●届出方法・・・退会届出用紙に記入し、事務所受付へ提出してください。
 - (注) 期間内に届出がなされていない場合は、月会費全額をいただくことになります。 なお、トリムクラブについては、会員証を添えて提出してください。
 - ■コース変更届:事由により教室のコース及び曜日を変更したい場合
 - ●届出期間・・・変更する前月の25日まで
 - (例) 6月から変更したい場合は、5月25日までに提出
 - ●届出方法・・・コース変更届出用紙に記入し事務所受付へ提出しださい。
 - (注) 期間内に届出がなされていない場合は、変更できません。
- 2. 休会届が未提出で3カ月以上継続して欠席されている場合、あるいは会費が未納の場合は、 退会扱いとなり、会員としての資格を失う可能性があります。

教室での注意事項

【家を出る前に】

- ●練習着等、忘れ物にご注意ください
- ●適度な食事を済ませましょう(練習は空腹・満腹共に危険です)
- ●爪はきちんと切りましょう
- ●教室開始の10分前に着くようにしましょう

【教室についたら】

- ●着替えたものはきちんとバッグにしまい、ロッカーにしまうか各自で保管しましょう (ロッカーの鍵をかけるのに100円硬貨が必要ですが、開けると返却されます)
 - ●トリムクラブ会員は、会員証を携行してください

【練習中に】

- ●練習中は担当コーチの指示に従いましょう
- ●練習で使用する器具は、皆さんにとって大切な練習道具です。使ったらきちんと整理 整頓をしておきましょう
- ●身体の具合が悪くなったら、がまんしないでコーチに申し出ましょう

【練習が終わったら】

- ●着替えは速やかにおこないましょう
- ●忘れ物をしたり他人の物と取り違えたりしないように注意しましょう

【その他】

- ●自分の持ち物に名前を書きましょう
- ●忘れ物をしたときは、すぐに連絡してください
- ●練習カレンダーを確認して、日時を間違えないようにしてください
- ●貴重品は持参しないようにしましょう
- ■お問い合わせ先/姫路市立総合スポーツ会館内 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構

〒670-0976 姫路市中地 453 番地 ☎079-293-1321

■次分回 スポーツ教室 ときなる サイトヘ**▶▶▶** ■ 2018



入会のしおり

一般財団法人 姫路市まちづくり振興機構